**最新・中国法ニューズレター**

――――第4号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析
 | ： | 労災が定年再雇用者にも適用されるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 住房城郷建設部、財政部と中国人民銀行の「住宅積立金の納付仕組みの改善と企業コストの更なる軽減に関する通知」・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・P4  |

***案件分析***

**労災が定年再雇用者にも適用されるか**

一、事実経緯

定年者であるA氏は上海市にある商業専門学校（以下、B校という）に英語教師として採用された。2006年ある日、A氏は退勤で校内の歩道を歩き正面から走ってきた学生とぶつかってしまい、横向きに倒れ、病院に運ばれ、左足の骨折と診断された。

A氏はB校に労災として善処を求め、B校は、A氏とは労働関係ではなく労務関係だけを有し、A氏が労災の認定条件に合致しないと拒んだ。そのうえ、A氏が校内で学生にぶつかられ、負傷した事故は他人によって権利を侵害されたため、民事損害賠償を請求することができるが、労災認定を受けられないと考えた。

二、裁定、判決

2006年8月、A氏は区労働局に労災認定を申し入れた。2007年1月、労働局はB校とA氏との間で特殊な労働関係が存在し、A氏の負傷は労災に当たると裁定を下した。

B校は裁定に不服し、区政府に行政再審を申し入れたが、区政府は区労働局のA氏に対する労災認定を維持した。

その後、B校は区地裁に提訴し、A氏に対する労災認定を取消すよう求めた。地裁は、本件の行政裁決を下すための根拠とする、2003年4月25日、上海市労働と社会保障局が公布した「特殊労働関係関連問題に関する通知」は、上海市労働力市場の実情に沿い、実際の問題を処理するために制定した規定として合法性を有し、本案に適用できる。A氏とB校との間で特殊労働関係を形成しており、労働局が労災認定を結論付ける法的な職権を有するとA氏の訴求を退けた。

1. コメント
2. 上述の「特殊労働関係関連問題に関する通知」における「特殊労働関係」とは、労働者が労働過程においてほとんど使用者の管理支配を受け入れているが、労働者主体が現行の労働法律に規定された構成条件に合致せず、あるいは労働者が使用者で労働に従事すると同時に、別の使用者とさまざまな形態の労働契約関係を有していることをさす。

使用者は下記の人員を使用したら、特殊労働関係を構成する。

（1）使用者と協議して社会保険関係者を保留する者

（2）企業より国の政策に従い解職、生活費を支給される者

（3）企業より国の政策に従い給与を停止、職を保留される者

（4）各種専門労務派遣会社の派遣した上海市または外来の従業員

（5）定年者

（6）許可を経ず使用した外来の従業員

1. 現行の「労働契約法」または「労災保険条例」は定年後再雇用者が勤務中負傷した場合、労災に当たるべきかを特に決められていないが、「労災保険条例」に関する北京市、天津市、重慶市、アモイ市、太原市などによって公布された地方実施細則、規定は定年者再雇用者が勤務中負傷した場合、労災として認定できない。また、勤務中負傷者に対し労使双方の約束によって賠償し、賠償の話し合いが成り立たない場合、法によって救済を求めることなどと決まっている。
2. 現行の2004年8月20日付「上海市労働と社会保障局、上海市局の「上海市労災保険実施弁法」若干問題の実施に関する通知」（以下、通知という）によれば、上海市における企業は、定年者を採用し、事故が起きた場合、その労災認定、労働能力鑑定及び労災保険待遇に関して、それぞれ「上海市労災保険実施弁法」を適用し、雇用者が支払うと決まって、上記2の各地の規定とは明らかに異なっている。因みになみに、「通知」の有効期限は2021年8月15日まで延長される。

***重要法規解釈***

**住宅積立金の納付仕組みの改善と企業コストの更なる**

**軽減に関する住房城郷建設部、財政部と中国人民銀行の通知**

じゅうたく住宅 の とし都市 と のうそん農村 の けんせつ建設 ぶ部 の ざいせい財政 ぶ部 の じんみん人民 ぎんこう銀行 は じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 の のうふ納付 する しくみ仕組み を かいぜん改善 することについてさらに きぎょう企業 のコストを ていげん低減 することについての つうち通知

各省、自治区住房城乡建设厅、财政厅，直辖市、新疆生产建设兵团财务局，中国人民银行上海总部、各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行，直辖市、新疆生产建设兵团住房公积金管理委员会、住房公积金管理中心：

かくしょう各省 、 じち自治 く区 じゅうたく住宅 とし都市 さと郷 けんせつ建設 ちょう庁 、 ざいせい財政 ちょう庁 、 ょっかつし直轄 市、 し新 んきょう疆 せいさん生産 けんせつ建設 へいだん兵団 ざいむ財務 きょく局 、 ちゅうごく中国 じんみん人民 ぎんこう銀行 しゃんはい上海 ほんぶ本部 、 かく各 ぶん分 ゆき行 、 えいぎょう営業 かんり管理 ぶ部 、 しょう省 かい会 （ しゅふ首府 ） とし都市 ちゅうしん中心 し支 ぎょう行 、 ふく副 しょう省 きゅう級 とし都市 ちゅうしん中心 し支 ぎょう行 、 ょっかつし直轄 市、 し新 んきょう疆 せいさん生産 けんせつ建設 へいだん兵団 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 かんり管理 い委 いん員 かい会 、 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 かんり管理 センター：

住房城郷建設部、財政部と中国人民銀行は、2018年4月28日付「住宅積立金の納付仕組みの改善と企業コストの更なる軽減に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

2016年各地区に実行された企業住宅積立金の納付比例を適当に引き下げる政策は期限切れになり、実体経済のコストと企業の負担を軽減するために、住房城郷建設部など3部門は連名で「通知」を公布し、その政策の執行期間を2020年4月30日まで延長することを決めた。

1. 改正要点

１、2、 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 の のうふ納付 きす゜基数 の じょうげん上限 を かくじつ確実 に きはん規範 か化 する

缴存住房公积金的月工资基数，不得高于职工工作地所在设区城市统计部门公布的上一年度职工月平均工资的3倍。凡超过3倍的，一律予以规范调整。

住宅積立金を納付する月賃金の基数は、職員の勤務地所在地にある都市統計部門が公布した前年度の職員月平均賃金の3倍を超えてはならない。3倍を超えた場合、一律に調整する。

じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 を のうふ納付 する がつ月 ちんぎん賃金 の きす゜基数 は、 じゅうぎょう従業 いん員 の きんむ勤務 ち地 がある とし都市 とうけい統計 ぶもん部門 が はっぴょう発表 した ぜんねん前年 の じゅうぎょう従業 いん員 の つきづき月月 へいきん平均 ちんぎん賃金 の3 ばい倍 を こえ超え てはならない。3 ばい倍 いじょう以上 のものは いちりつ一律 に ちょうせい調整 されます。

２２２２２２三、扩大住房公积金缴存比例浮动区间

2、3、 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 の のうふ納付 ひりつ比率 を かくだい拡大 する

住房公积金缴存比例下限为5%，上限由各地区按照《住房公积金管理条例》规定的程序确定，最高不得超过12%。缴存单位可在5%至当地规定的上限区间内，自主确定住房公积金缴存比例。

住宅積立金の納付比例の下限は5 %とし、上限は各地が『住宅積立金管理条例』に決めた手順によって確定し、最高比例は12 %を超えてはならない。納付企業は、5％から現地で決めた上限までの区間に、自主的に住宅積立金の納付比例を確定することができる。

じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 の のうふ納付 わりあい割合 は5 %に せいげん制限 され、 じょうげん上限 は かく各 ちいき地域 が『 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 かんり管理 じょうれい条例 』によって きてい規定 されたプログラムによって かくてい確定 し、 さいこう最高 に12 %を こえ超え てはならない。 のうふ納付 たんい単位 は、 げんち現地 で きてい規定 された じょうげん上限 くかん区間 に5 %まで、 じゅうたく住宅 つみたて積立 きん金 の のうふ納付 わりあい割合 を じしゅ自主 的に かくてい確定 することができる。

3、生産生产经营困难的企业，经职工代表大会或工会讨论通过，可申请降低住房公积金缴存比例或者缓缴。住房公积金管理委员会应授权住房公积金管理中心审批，审批时限不得超过10个工作日。

経営の困難な企業は、従業員代表大会または労働組合の討論を経て、住宅積立金の納付比例を低減し、あるいは納付の遅延を申請することができる。

1. その他

上海市住宅金管理委員会は上記の「通知」の公布に先立って2018年4月13日に「2018年度上海市住宅積立金納付基数、比例及び月納付上下限の調整に関する」を公布し、その住宅積立金納付比例を以下の通り決めた。

2018年度職員本人と企業との住宅積立金納付比例はそれぞれ5％から7％まで、原則として納付比例はそれぞれ７％とするが、企業は上海市住宅積立金管理委員会（2016）10号通知に列挙した納付比例を引き下げる状況によって納付比例を引下げ、それぞれ5％あるいは６％の納付比例を選択することができる。ただし、集団の協議及び職員代表大会または職員全体会議の議決を必要とする。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 住房城郷建設部、財政部と中国人民銀行の「住宅積立金の納付仕組みの改善と企業コストの更なる軽減に関する通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/04/28 |
| 2 | 税関総署の「越境電子商務支払企業登記管理の規範に関する」 | 2018/04/13 |
| 3 | 税関総署の「輸出貨物申告書証明（輸出税金還付専用）の印刷の全面取消に関する公告」 | 2018/05/01 |
| 4 | 国家税務総局の「増値税小規模納税者基準の統一に関する通知」 | 2018/05/01 |
| 5 | 税関総署の「「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」及び関連セット制度実施の関係事項に関する公告」」 | 2018/05/01 |
| 6 | 国家税務総局の「増値税小規模納税者基準関連輸出税金還付（免除）問題に関する公告」 | 2018/05/01 |
| 7 | 国家税務総局の「増値税小規模納税者基準等増値税若干問題に関する公告」 | 2018/05/01 |
| 8 | 人力資源と社会保障局、財政部の「段階的に社会保障費率の継続引下げに関する通知」 | 2018/05/01 |
| 9 | 国家税務総局の「輸出税金還付（免除）申告関連問題に関する公告」 | 2018/05/01 |
| 10 | 財政部、国家税務総局の「アニメ産業増値税延長政策に関する通知」 | 2018/05/01 |
| 11 | 「商務部のダンピングとダンピング幅期間再審規則」  | 2018/05/01 |
| 12 | 生態環境部、商務部、国家発展改革委員会などの「「輸入廃棄物管理目録」の調整に関する公告」 | 2018/05/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）